

建築基準法第43条第2項第1号認定基準・同項第2号一括同意許可基準 一覧表

＜建築物の敷地が、建築基準法第42条の道路に接しない場合＞
 その敷地が基準に適合する道に接し要件を満たす建築物で、特定行政庁（＝県）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたもの、
 又は、その敷地の周辺に広い空地を有する建築物その他の基準に適合する建築物で、特定行政庁（＝県）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、建築が可能。[法第43条第2項第1号・第2号]

【事前一括同意許可基準】（平成17年2月22日熊本県建築審査会承認）

【認定基準】

※左表の基準への適合が前提

許可基準番号	通路			既存建築物の立ち並び	建築物の用途	敷地条件	許可条件（共通）	許可条件（その他）		認定基準		
	幅員 [接道長さ]	種別	通行関係							認定基準番号	道 種別・構造等	建築物の用途・規模
(1)	4m以上 [2m以上]	公的機関が築造・管理する農道、港湾道路、河川管理道路等	通路管理者から通行同意等を取 得又は協議を終了	—	—	—	通路を道路とみなして適用する建築基準関係規定に適合（道路斜線制限、建ぺい率ほか）	—	+	(1)	(種別) 農道、港湾道路、河川管理道路等	(用途) 一戸建ての住宅及びその附属建築物
(2)	1.8m以上 ※4m未満の場合は、関係市町村の長から都市計画上支障ない旨の意見が必要。	—	通路が私有地の場合は、土地所有者等から通行同意等を取 得 ※公的管理通路の場合は、通行同意等の取得又は協議を終了	2以上	①一戸建ての住宅及びその附属建築物 ②従前と同一用途 ※通路幅員4m以上で通路の両側が建築基準法の道路に接続する場合、用途制限なし。	通路の片側のみが建築基準法の道路に接続している場合、既存建築物の立ち並びの範囲内	①同上 ②幅員4m未満の通路の場合は、建築制限線（中心後退線又は一方後退線）内に建築、物品放置、植栽を行わない	建築基準法第22条区域同等の防火性能	+	(2)	(幅員) 4m以上 (構造) 令第144条の4第1項各号の基準に適合 (承諾) 道の所有者・権利者・管理者	(規模) 敷地内の延べ面積の合計が200㎡以内
(3)	[2m以上]	—	—	1のみ	—	既存敷地に限り適用し、かつ、敷地分割を行わない	—	—	+	—	—	—
(4)	—	—	—	—	居室を有しない農業用倉庫、畜舎、堆肥舎等	山間部等で将来の宅地化の見込みのない地域	—	—	—	—	—	— (認定対象外)
(5)	—	—	—	—	既存建築物と同一の用途	—	—	—	—	—	—	—

認定申請手数料 27,000円
 許可申請手数料 33,000円

注) この表は概要を示したものです。基準の適用にあたっては、必ず建築担当窓口にて御相談ください。